道路占用料新旧対照表

占用物件		占用料		
		単位	現行単価	<u>改定単価</u> <u>R7.4.1~</u>
法第32条第1項	第1種電柱	1本につき1	470円	<u>550円</u>
第1号に掲げる	第2種電柱	年	720円	<u>840</u> 円
工作物	第3種電柱		970円	<u>1,100円</u>
	第1種電話柱		420円	<u>490</u> 円
	第2種電話柱		670円	<u>780円</u>
	第3種電話柱		920円	<u>1,100円</u>
	その他の柱類		42円	<u>49円</u>
	共架電線その他上空に設け	長さ1メート	4円	<u>5</u> 円
	る線類	ルにつき1年		
	地下に設ける電線その他の		3 円	<u>3</u> 円
	線類			
	路上に設ける変圧器	1個につき1	410円	480円
		年		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	250円	290円
		方メートルに		
		つき1年		
	変圧塔その他これに類する	1個につき1	840円	980円
	もの及び公衆電話所	年		
	郵便差出箱及び信書便差出		350円	<u>410</u> 円
	箱			
	広告塔	表示面積1平	760円	670円
		方メートルに		
		つき1年		
	その他のもの	占用面積1平	840円	980円

Í	i		1	I.	1
			方メートルに		
			つき1年		
法第32条第1項	外径が	0.07メートル未満の	長さ1メート	18円	<u>21円</u>
第2号に掲げる	らもの		ルにつき1年		
物件	外径が	0.07メートル以上0.1		25円	<u>29</u> 円
	メート	ル未満のもの			
	外径が	0.1メートル以上0.15		38円	<u>44</u> 円
	メート	ル未満のもの			
	外径が	0.15メートル以上0.2		50円	<u>59円</u>
	メート	ル未満のもの			
	外径が	0.2メートル以上0.3		75円	<u>88円</u>
	メート	ル未満のもの			
	外径が	0.3メートル以上0.4		100円	<u>120円</u>
	メート	ル未満のもの			
	外径が	0.4メートル以上0.7		180円	<u>210円</u>
	メート	ル未満のもの			
	外径が	0.7メートル以上1メ		250円	<u>290円</u>
	ートル未満のもの				
外径が1メートル以上のも			500円	<u>590円</u>	
	の				
法第32条第1項	第3号》	及び第4号に掲げる施	占用面積1平	840円	<u>980円</u>
設			方メートルに		
法第32条第 地	下街及	階数が1のもの	つき1年	Aに0.005を	Aに <u>0.004</u> を
1項第5号 び	地下室			乗じて得た	<u>乗じて得た</u>
に掲げる施				額	<u>額</u>
設		階数が2のもの		Aに0.008を	Aに <u>0.006</u> を
				乗じて得た	乗じて得た
				額	額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を	Aに <u>0.007</u>

				乗じて得た	
				額	<u>た額</u>
	上空に設ける通路			380円	<u>330円</u>
	地下に設ける通路			230円	<u>200円</u>
	その他のも	のの		840円	<u>980円</u>
法第32条第	祭礼、縁日その他の催しに際		占用面積1平	8円	<u>7</u> 円
1項第6号	し、一時的に設けるもの		方メートルに		
に掲げる施			つき1日		
設	その他のも	₂ の	占用面積1平	76円	<u>67円</u>
			方メートルに		
			つき 1 月		
道路法施行	看板(ア	一時的に設けるもの	表示面積1平	76円	<u>67</u> 円
令(昭和27	ーチであ		方メートルに		
年政令第479	るものを		つき 1 月		
号。以下	除く。)	その他のもの	表示面積1平	760円	<u>670</u> 円
「政令」と			方メートルに		
いう。)第			つき1年		
7条第1号	標識		1本につき1	670円	<u>780</u> 円
に掲げる物			年		
件	旗ざお	祭礼、縁日その他の	1本につき1	8円	<u>7</u> 円
		催しに際し、一時的	目		
		に設けるもの			
		その他のもの	1本につき1	76円	<u>67</u> 円
			月		
	幕(政令	祭礼、縁日その他の	その面積1平	8円	<u>7</u> 円
	第7条第	催しに際し、一時的	方メートルに		
	4 号に掲	に設けるもの	つき1日		
	げる工事	その他のもの	その面積1平	76円	<u>67</u> 円
	用施設で		方メートルに		

	あるもの を除 く。)		つき1月		
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1	760円	<u>670円</u>
		その他のもの	月	380円	<u>330円</u>
政令第7条第2号に掲げる物件			表示面積1平	840円	<u>980円</u>
			方メートルに		
			つき1年		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同			占用面積1平	76円	<u>67円</u>
条第5号に掲げる工事用材料			方メートルに		
政令第7条第	第6号に掲げ	げる仮設建築物及び同	つき1月	84円	<u>98円</u>
条第7号に排	掲げる施設				
政令第7条	トンネルの	上又は高架の道路の	占用面積1平	Aに0.023を	Aに <u>0.017を</u>
第8号に掲	路面下に設けるもの		方メートルに	乗じて得た	乗じて得た
げる施設			つき1年	額	額
	上空に設けるもの			Aに0.023を	Aに <u>0.017を</u>
				乗じて得た	乗じて得た
				額	額
	地下(ト	階数が1のもの		Aに0.005を	Aに <u>0.004を</u>
	ンネルの			乗じて得た	乗じて得た
	上の地下			額	額
	を除	階数が2のもの		Aに0.008を	Aに <u>0.006を</u>
	く。) に			乗じて得た	乗じて得た
	設けるも			額	額
	の	階数が3以上のもの		Aに0.01を	Aに <u>0.007を</u>
				乗じて得た	乗じて得た
				額	額
	その他のも	、 の		Aに0.033を	Aに <u>0.025を</u>
				乗じて得た	乗じて得た

		額	<u>額</u>
政令第7条	建築物	Aに0.023を	Aに <u>0.022</u> を
第9号に掲		乗じて得た	乗じて得た
げる施設		額	<u>額</u>
	その他のもの	Aに0.016を	Aに <u>0.015</u> を
		乗じて得た	乗じて得た
		額	額
政令第7条	トンネルの上又は高架の道路の	Aに0.023を	Aに <u>0.022を</u>
第11号に掲	路面下に設けるもの	乗じて得た	乗じて得た
げる応急仮		額	額
設建築物	上空に設けるもの	Aに0.023を	Aに <u>0.022を</u>
		乗じて得た	乗じて得た
		額	額
	その他のもの	Aに0.033を	Aに <u>0.031</u> を
		乗じて得た	乗じて得た
		額	額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を	Aに <u>0.025を</u>
		乗じて得た	乗じて得た
		額	<u>額</u>